

## 会議の公開・非公開の決定について

教育委員会の会議の公開に関する指針としては、「教育委員会の所管に属する附属機関等の会議の公開に関する指針」がある。

## 参考① 教育委員会の所管に属する附属機関等の会議の公開に関する指針（該当部分のみ）

## 2 会議の公開、非公開の決定

附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等又は当該附属機関等の長が決定する。なお、会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

## 3 会議の公開

附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、公開するよう努めるものとする。

- (1) 法令若しくは条例等の規定により当該会議が非公開とされている場合
- (2) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

## 参考② 沖縄県情報公開条例第7条各号（該当部分のみ）

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- (6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。